

DV と遺族年金の生計同一要件

— 東京地裁判決（令和元年12月19日）を中心に —

河 谷 は る み

Requirements for Receiving a Survivor's Pension
in Domestic Violence Cases:

On the Judgement of Tokyo District Court of 19 December 2019

Harumi Kawatani

I. はじめに

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、DV防止法という。）（最終改正：令和元年法律第46号）」の改正法は、2020（令和2）年4月1日から施行されている。DV防止法にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとされている（法1条3項）。

遺族年金の支給対象となる遺族の中心は、死亡した者の配偶者である。配偶者は性別を問わず、死亡した者による「DV被害者」の場合もあり得る。この場合も遺族給付に係る生計維持要件は、政令に委任される（国年37条の2第3項、厚年59条第4項）。政令（国年令6条の4、厚年令3条の10）は、「生計を維持した者」を、「被保険者又は被保険者であった者及び配偶者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者であって厚生労働大臣の定める金額以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外のものその他これに準ずる者として厚生労働大臣が定める者」と規定する。死亡者と生計、つまり家計を同じにしていたかどうかは「生計同一要件」、また厚生労働大臣が定めた所定

額（年額 850 万円以上）の収入を遺族が得られているかどうかは「収入要件」である。この両方の要件を満たす場合に「生計維持要件が満たされている」と認定される。この規定により「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」（日本年金機構理事長あて厚生労働省年金局通知：平成 23 年 3 月 23 日年発 0323 第 1 号（最終改正：平成 26 年 3 月 31 日年発 0323 第 7 号））が定められている。認定基準では、「ただし、これにより生計維持関係の認定を行うことが実態と著しく懸け離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなる場合には、この限りではない。」とされている。この「ただし書き」の部分が、いわゆる例外的な取扱いをする旨を定めた「例外条項」である。この例外条項をもって、悪意によって遺棄された者、配偶者の暴力をおそれて別居している者、老後において生ずる身体的・精神的障害によって施設入所している者等は、基本的には生計維持（同一）関係を認定すべき場合がある⁽¹⁾。

本稿は、はじめに DV 防止法と DV 被害者に係る認定基準の取扱いに関する最新の通知を確認する。次に、死亡した者と DV 被害者（配偶者）の生計同一要件の充足性が「例外条項」から認定された判例を検討する。そして、例外条項の適用には限界があることをまとめていきたい。

II. DV 防止法と DV 被害者に係る遺族年金等の生計同一認定要件の判断

1. DV 防止法と DV 被害者の現状

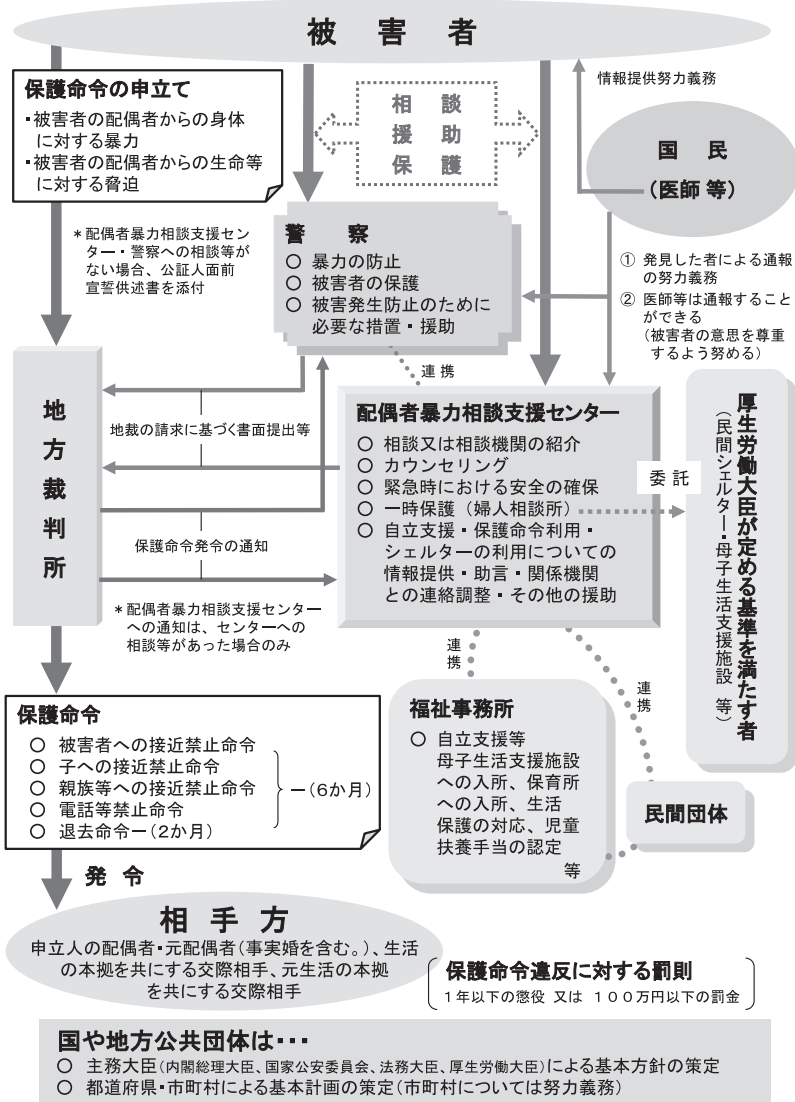
2001（平成 13）年 4 月 13 日 DV 防止法は制定、同年 10 月 13 日施行された（一部は、2002（平成 14）年 4 月 1 日施行）。DV 防止法により「法は家庭に入らず」の原則が克服され、警察の協力も得やすくなった。これまで家庭生活は当事者の自治にゆだね、公権力が介入すべきではないという考え方が支配的⁽²⁾であった。その後、DV 防止法は 3 回にわたって改正がなされ、前回（2013（平成 25）年）の改正では、生活の本拠を共にする交際相手（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）からの暴力及びその

被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象となった（法 28 条の 2）。また、生活の本拠を共にする交際をする関係を解消した後、引き続き暴力を受ける場合もその対象に含まれた（DV 防止法の概要は、資料参照）。

2020（令和 2）年 4 月 1 日から施行されている最新の改正法では、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童虐待と密接な関連があるとされる DV の被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として、児童相談所が法文上に明確化された（法 9 条）。また、保護の適用対象として、被害者の同伴家族も含まれることになった（法 3 条 3 項の 3）。

「配偶者からの暴力に関するデータ（令和元年 9 月 25 日内閣府男女共同参画局）⁽³⁾」によると、2018（平成 30）年警察における配偶者からの暴力事案等の相談等件数（配偶者からの身体に対する暴力の相談等を受理した件数）は、77,482 件である。そして、配偶者間（内縁を含む）における犯罪の性別被害者の割合（2018（平成 30）年検挙件数）では、総数 7,667 件のうち、女性配偶者が 6,960 件と 90.8% を占めている。この結果から、DV 被害者の問題は、その対象者の多くが女性配偶者であると理解できる。しかし、2016（平成 28）年内閣府「男女間における暴力に関する調査」では、男性被害者の問題も指摘されている。

資料 配偶者暴力防止法の概要（チャート）



(出典) 内閣府男女共同参画局

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の概要」4頁

http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/law/pdf/140527dv_panfu.pdf

(最終閲覧：2020(令和2)年5月4日)

2. DV 被害者に係る遺族年金等の生計同一認定要件の判断とその限界

2019（令和元）年10月3日厚生労働省は、日本年金機構に「DV被害者に係る遺族年金等の生計同一認定要件の判断について⁽⁴⁾」とする認定基準の取扱いに関する通知（事務連絡）を行った。DVによる別居の扱いは明確化されていなかったため、DV被害者は、死亡した者（DV加害者）との別居を理由に遺族年金の生計同一要件が認められず、遺族年金を受給できないという事例が起きていた。遺族年金はDV被害者（配偶者）だけではなく、死亡した者の子どもを含めた遺族、つまりひとり親家庭の生活保障でもある。

通知でDV被害者は、被保険者等の死亡時において、次の①から④までのいずれかに該当する者とされた。「①DV防止法に基づき、裁判所が行う保護命令に係るDV被害者であること、②婦人相談所、民間シェルター、母子生活支援施設等において一時保護されているDV被害者であること、③DVからの保護を受けるために、婦人保護施設、母子生活支援施設等に入所しているDV被害者であること、④公的機関その他これに準ずる支援機関が発行する証明書等を通じて、①から③までの者に準ずると認められるDV被害者であること。」。そして「被保険者等の死亡時という一時点の事情のみならず、別居期間の長短、別居の原因やその解消の可能性、経済的な援助の有無や定期的な音信・訪問等の有無を総合的に考慮して、生計同一に関する認定要件に該当するかどうかを判断する。」とされた。

DV被害者が「被保険者等と住民票上の住所を異にしている者」場合、生計同一要件の判断は難しい。通知によって、DV被害者という事情を勘案し、一定の条件を満たせば救済する（遺族年金を受給できる）可能性は開かれたといえる。しかし、通知では別居状態が「一時的なもの」に限られている。つまり、DV被害に関わり得る場合であっても、一時的な別居状態を超えて、消費生活上の家計を異にする状態（経済的な援助も、音信も訪問もない状態）が長期間（おおむね5年を超える期間）継続し固定化しているような場合については、原則として、救済の対象にならないという限界がある⁽⁵⁾。

Ⅲ. 遺族厚生年金不支給処分取消等請求事件

【東京地方裁判所（平成30年（行ウ）第322号）令和元年12月19日判決】

本件は、亡Aの妻であった原告が、Aの死亡後、遺族厚生年金の裁定請求（以下、「本件裁定請求」という。）をしたところ、厚生労働大臣（被告、処分行政庁）から、厚生年金保険法59条1項所定の「被保険者の配偶者であって、被保険者の死亡の当時、その者によって生計を維持したもの」に該当しないとの理由により、平成28年11月30日付けで遺族厚生年金を支給しない旨の処分（以下、「本件不支給処分」という。）を受けたことから、被告を相手に同処分の取消しを求めるとともに、厚生労働大臣が本件裁定請求に係る遺族厚生年金の支給裁定をすることの義務付けを求めた事案である⁽⁶⁾。

争点は、本件不支給処分の適法性であり、具体的には、原告が厚年法59条1項にいう「被保険者の死亡の当時、その者によって生計を維持したもの」（生計維持要件）に該当するかであり、さらにいえば、厚年法施行令3条の10にいう「被保険者の死亡の当時、その者と生計を同じくしていた者」（生計同一要件）に該当するか、である。原告が被保険者であるAの配偶者であること及び、収入要件を満たすことについては、当事者間に争いはない。

裁判において、原告及び被告は、以下のとおり主張した。

原告の主張は、次のとおりである。「家庭内暴力の事案においては、「生計維持要件」について、認定基準を杓子定規に当てはめるのではなく、実態と社会常識に即した判断をすべきである。すなわち、夫の暴力から避難している妻に対し、夫と住所を同じくすることや夫からの経済的援助、定期的な音信等を求めることは極めて不合理であり、このような行政実務は被害者を人身の危険に晒すものであり人道上も問題である。（中略）仮に認定基準を適用するのであれば、同1(1)ただし書の「これにより生計維持関係の認定を行うことが実態と著しくかけ離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなる場合」に該当するものと判断すべきである。（中略）原告は、長男及び長女を出産後からAによる暴力を受けていたところ、平成6年7月6日に長女がAに平手打ちをされて鼓膜を破る傷害を負った。平成11年1月21日には、原告

も顔面を殴打され、鼻骨骨折の傷害を負った。このような経緯からすれば、原告がAと別居したことは「やむを得ない事情」が認められる。また、原告は、Aとの別居後、直接の音信等を持っていなかったものの、家庭内暴力の事案において、加害者と連絡して面会しなければ遺族年金の支給を受けられないとすることは、被害者の生命・身体の安全を害するものであるから、当該要件は不要と解すべきである。仮にこの要件を前提としても、原告は、長女を通じてAに対して手紙を出すなどしたり、平成24年にAが逮捕された際には妻として警察署に出向き対応したりしていることから、広い意味での音信や交流があったと評価すべきである。さらに、経済的援助の有無についても、家庭内暴力の事案については厳格に求めるべきではないが、原告は、別居をするに当たり、Aが自宅で保管していた現金200万円を持ち出しAの銀行口座から約340万円を引き出した。これらの合計は約540万円であるところ、原告は、Aの死亡まで、これにより生計を維持していたものである。Aは、これらの金員について原告に返還を求めることはなかったのであるから、原告はAの収入により生計を維持していたものと評価することができる。(中略) そのほか、原告とAには離婚の意思も合意もなかったことや、原告は、Aの葬儀に際して妻として喪主を務め、自宅を単独相続していることなどからすれば、Aの死亡当時、Aによって生計を維持したものに該当していると認めるべきである。別居期間は約13年に及ぶものとなったものの、その間、Aの常習的暴力が収まる様子はなく、懲役刑に服するなどしていたことによるものであり、離婚の話等はなく、Aが改心し、暴力的な気質が和らぐような状況になれば、同居を再開する可能性もないとはいえなかったものである。】

これに対して被告の主張は、次のとおりである。「認定基準の合理性からすると、別居の原因がいわゆるドメスティック・バイオレンスであることをもって、認定基準に係る要件を不要とし、又は緩和すると解すべき理由はなく、別居の原因がドメスティック・バイオレンスであること等の認定基準に沿わない事情については、認定基準に沿った認定結果が実態と著しくかけ離れ、かつ社会通念上妥当性を欠くか否か(認定基準総論ただし書)において考慮されることで足りる。なお、認定基準総論ただし書は、認定基準どおりに認定を行うと

「生計同一要件」の充足が認められず、「生計維持要件」がないものと認定される場合であっても、「その認定結果が実態と著しくかけ離れ、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなる場合には、家計収支に関する事実関係に基づいて、『生計維持要件』の有無を認定する」ことをも含意するものである。したがって、本件訴訟においても、認定基準に沿って、原告に生計維持要件が認められるか否かを判断することが相当である。(中略)原告は、認定基準における「3 生計同一に関する認定要件」の「(1)①生計維持認定対象者(中略)が配偶者又は子である場合」に該当するから、同①のアからウまで(認定基準①ア～ウ)のいずれかを満たさなければならない⁽⁷⁾。しかしながら、原告は、Aの死亡当時、Aと同一世帯に属しておらず、住所が住民票上Aと同一ではないから、「住民票上同一世帯に属しているとき」(認定基準①ア)及び「住民票上世帯を異にしているが、住所が住民票上同一であるとき」(認定基準①イ)のいずれにも該当しない。また、Aと別居しており、「現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき」にも該当しない。さらに、原告が、別居中にAから仕送り等により経済的援助を受けていた事実は認められない。原告は、別居時に持ち出し又は引き出した約540万円をもって経済的援助があったと主張するようであるが、Aに無断で持ち出したものにすぎず、これがAの意思に沿うものでなかったことは明らかであり、殊更に返金を求める積極的な行動に及ばなかったとしても、Aにおいて経済的な援助をすることを意欲していたと評価することはできない。ましてや、別居期間は約13年にも及んでいるところ、上記の金額のみで同期間中の生活の糧にしていたと認めることは困難であり、Aの死亡当時において経済的援助が行われたと言い得るものでないことは明らかである。(中略)原告の主張を前提にしても、Aへの手紙はAが死亡する約13年も前の1通のみであり、Aの死亡当時、原告とAとの間に定期的な音信があったということはできない。警察への対応等は、第三者である警察との1回的なものにすぎず、これをもって、Aとの定期的な音信に当たるということはできない。さらに、原告は、約13年にわたり、別居の解消に向けた行動をとっておらず、Aの出所時期の把握すらしていなかったのであるから、原告及びAが再度起居を共にする意思があっ

たとは到底認められない。したがって、原告とAの別居は、一時的・短期間のものであったということではできないから、「その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるとき」にも該当しない。上記のように、本件では、認定基準を機械的に当てはめた場合には、認定基準を満たさない。そして、そのような認定基準に沿った認定結果が社会通念上妥当性を欠くか否か（認定基準総論ただし書）を検討しても、原告とAとの生計維持関係を否定することが実態と著しくかけ離れたものとはいえず、また、社会通念上妥当性を欠くともいえない。すなわち、原告とAとの別居がやむを得ない事情によるものであったとしても、その他の認定基準をいずれも満たしておらず、約13年間の長期にわたって別居状態を継続し、その後の別居解消の可能性も認められなかったことからすれば、原告とAの別居状態は強固に固定化し、婚姻関係が実態を失って形骸化した事実上の離婚状態にあったものというべきであり、原告及びA双方について、Aの死亡当時における生計を維持する意思ないし生計維持の実態がなかったことは明らかである。

東京地裁は、両者の主張につき、「夫婦の在り方にも様々なものがあり得ることに照らせば、生計同一要件を満たすと評価される場合を認定基準①に定める場合に限定するのは相当ではない。」と例外条項を適用して、原告の本件裁定請求を認容した。この認定基準①とは、住民票上同一世帯に属しているとき、住民票上世帯を異にしているが住所が住民票上同一であるとき、住所が住民票上異なっているが、次のいずれか、すなわち、現に起居を共にし、かつ消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき、単身赴任、就学又は病気療養等の止むを得ない事情によるが、生活費、療養費等の経済的な援助が行われていること、定期的に音信、訪問が行われていることのような事実が認められ、その事情が消滅したときは起居を共にし、かつ消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき、に該当する場合である。

原告が、被保険者であるAの死亡当時、同人と住民票上の世帯又は住所を同一にしておらず、起居を共にしていたとも認められないため、それでもなお生計同一要件を満たすと評価できる事情があるといえるか否かについては、Aによる暴力が次第に頻度と程度を増し、一時的な避難のための家出を繰り返し

でも事態は改善しないどころか、生命の危険を感じる事態になったことから別居を開始するに至ったこと等から、東京地裁は「原告は被保険者であるAの死亡当時同人によって生計を維持した配偶者に当たると認められ、原告がこれに当たらないことを理由に遺族厚生年金を支給しないものとした本件不支給処分は違法であり、厚生労働大臣は本件裁定請求に係る遺族厚生年金の支給裁定をすべきであるから、原告の請求はいずれも理由があり認容すべきもの」と判断したのである。

筆者は、東京地裁判決の結論を妥当と考える。原告はAによる暴力から逃れるため、約13年間やむを得ず別居したのであり、原告がAの収入から得た財産を持ち出して生活費としていたことをAは黙認していたこと等、総合的に判断されているからである。ただし、約13年間にわたる別居は長期間といえる。これについて、東京地裁は「原告とAとの別居は、Aが死亡する平成28年8月まで約13年間継続し、その間、原告が同人と直接会ったり電話で話したりすることはなく、手紙等による連絡もほとんどなかったが、これは、①Aが、別居開始以降、原告の居場所を探しまわっていた上、「これからも叩く」などと断言して反省の態度を全く見せていなかったことや、②原告が熊本市総合女性センターで弁護士に相談した際にも、Aが老齢のため体力的に衰えない限り暴力は続くと思われるため別居して身を守ることを優先すべきである旨の助言を受けたこと、③さらに、Aが、平成24年10月以降、第三者への暴行を繰り返して逮捕され、平成26年8月から平成28年8月まで刑務所で服役していたことなどによるものであり、相応の理由に基づくものと認められる。」とした。

この判決の結論は、裁判2ヶ月前の「DV被害者に係る遺族年金等の生計同一認定要件の判断について」とする認定基準の取扱いに関する通知（事務連絡）が考慮された可能性もある。DVにおける夫婦は、被害者と加害者の二者関係であり、重婚の内縁関係のような三者関係ではない。そのため、この夫婦（被害者と加害者）には、重婚的内縁関係（三者関係）でいわれる「事実上の離婚状態」の判断や法律上の配偶者との離婚の合意や事実は求められない。また遺族年金は、被保険者等の「死亡当時にその者によって生計を維持されてい

た」とするが、通知は「DV被害者に係る生計同一認定要件」を「被保険者等の死亡時という『一時点の事情』のみならず」としたことに注目したい。これは、DVの特殊性と生計同一要件の限界から整理することができる。つまり、DV被害者が加害者と「別居」している場合、生計同一に関する認定要件を満たすことは、かなり困難である。認定要件の「住民票上同一世帯に属しているとき」と「住民票上世帯を異にしているが、住所が住民票上同一であるとき」とは、DV被害者が加害者に何も連絡をせずま別居をし、住所のみそのままにしている場合である。また「住所が住民票上異なっているが、次のいずれか①現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしているときと認められるとき、②単身赴任、就学又は病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、次のような事実（生活費、療養費等の経済的な援助が行われていること、定期的に音信、訪問が行われていること）が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるとき」は、DV被害者の生活実態から、現実的ではない。DV被害者は、加害者に「住所」を知られないように「別居」している場合が多いからである。

しかしこの判決では、別居中の原告の生計を維持するためには、原告の年金収入及び長男や長女等による経済的援助だけでは足りず、Aの収入から得られた財産（同居時貯蓄金及び別居時持ち出し金）を用いることが不可欠で、このことに対してAは黙認し、離婚に向けた働きかけもしていない。これらから、原告とAの婚姻が形骸化し、婚姻が解消されたものと同様の状態にあったとは評価されず、「生計同一要件を満たす」と評価されている。このようにDVをめぐる生活実態と遺族年金の生計同一要件の判断は、必ずしも同じではないことは、DVの特殊性のひとつといえる。

そして東京地裁の結論は、例外条項の適用を認めているが、例外条項はあくまで例外的な救済である。判例をもとに例外条項の適用について類型化（悪意による遺棄、DVなど）し、この適用には限界もあることも認識したうえで、例外条項の妥当性を慎重かつ十分に検討しなくてはならない⁽⁸⁾。

IV. むすび

憲法 24 条 2 項は「配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。」とし、「家族」の文言を用いている。しかしわが国の憲法と法律には、家族の概念に関する共通の定義が存在せず、憲法も家族そのものの範囲は定義していない。それは、同項の趣旨は「個人の尊厳と両性の本質的平等」を家族生活の公序として設定することであり、必ずしも家族それ自体を対象化するものではないからである⁽⁹⁾。

「社会保障審議会年金部会における議論の整理（令和元年 12 月 27 日）⁽¹⁰⁾」では、今後の年金制度改革の方向性として、「第 3 号被保険者制度については、前回の「社会保障審議会年金部会における議論の整理（平成 27 年 1 月 21 日）」において、第 3 号被保険者を将来的に縮小していく方向性を共有するとともに、第 3 号被保険者については単に専業主婦（夫）を優遇しているとの捉え方ではなく、多様な属性を持つ者が混在していることを踏まえた検討が必要であることについても認識を共有した。」「障害年金・遺族年金についても、社会経済状況の変化に合わせて見直しを行う必要がないか検証し、その結果に基づいた対応についての検討を進めていくべきである。」とされている。これまでも国（厚生労働省）は、女性と年金問題⁽¹¹⁾や遺族年金制度の議論⁽¹²⁾を進めてはきたものの、制度の見直しに向けた具体的な内容には、踏み込んではいない。

生計維持要件の認定には、遺族年金が必要な（必要としている）遺族なのか、そのニーズに基づいた判断が重要である。イギリスは 2014 年の年金改革のなかで、遺族給付をごく限定的な給付とした⁽¹³⁾。遺族支援手当として子がある場合は増額するものの、基本的には、子の有無に関わらない、18 ヶ月の有期給付と一時金である。また支給開始年齢に到達して、老齢年金受給になると遺族年金の支給はなくなる。

生計維持要件は、例外条項や通知（DV 被害者の場合）があるとはいえ、死亡した者と遺族（生前の家族）との生活実態そのものを問う要件である。また遺族は、必ずしも直接、婚姻制度と結びついているとは限らない。遺族年金に

関する最近の判例は婚姻障碍、養子や孫、外国籍など、従来の「遺族」そのものの捉え方に再考を促すような事例もでてきている。財源論はもちろん重要であるが、遺族年金の判決例に表れる様々な認定事実とその評価から、遺族年金の本質と制度構造そのものの正当性をさらに検討しなくてはならないと考える。

-
- (1) 堀勝洋『年金保険法〔第4版〕—基本理論と解釈・判例』（法律文化社、2017（平成29）年）506頁。
 - (2) 二宮周平『家族法 第5版』（新世社、2019（令和元）年）27頁。
 - (3) 内閣府男女共同参画局「配偶者からの暴力に関するデータ」http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/data/pdf/dv_data.pdf（最終閲覧：2020（令和2）年5月16日）
 - (4) 厚生労働省「DV被害者に係る遺族年金等の生計同一認定要件の判断について」<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T200124T0010.pdf>（最終閲覧：2020（令和2）年3月30日）
 - (5) 河谷はるみ「遺族年金の生計維持要件—認定基準における「例外条項」の適用を中心に—」（週刊社会保障 No.3069、2020（令和2）年）50頁～51頁。
 - (6) 最高裁判所「遺族厚生年金不支給処分取消等請求事件 令和元年12月19日 東京地方裁判所」https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/202/089202_hanrei.pdf（最終閲覧：2020（令和2）年3月22日）
 - (7) 認定基準①ア～ウについては、次のとおりである。①ア住民票上同一世帯に属しているとき、イ住民票上世帯を異にしているが、住所が住民票上同一であるとき、ウ住所が住民票上異なっているが、次のいずれか（（ア）現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき、（イ）単身赴任、就学又は病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、次のような事実（生活費、療養費等の経済的な援助が行われていること、定期的に音信、訪問が行われていること）が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるとき）に該当するときである。
 - (8) 河谷、前掲書（5）、53頁。
 - (9) 増田幸弘「7家族支援」（本沢巳代子・新田秀樹編『トピック社会保障法〔2020第14版〕』、信山社、2020（令和2）年）174頁。
 - (10) 厚生労働省「社会保障審議会年金部会における議論の整理」<https://www.mhlw.go.jp/content/12501000/000581907.pdf>（最終閲覧：2020（令和2）年5月16日）15頁。
 - (11) 厚生労働省「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会報告書～女性自身の貢献がみえる年金制度～（2001（平成13）年12月）」73頁では、現行の遺族年金の生計維持関係認定基準として、昭和60年改正以前は国民年金、

厚生年金には生計維持認定要件はなく、共済年金において、配偶者について、組合員の死亡時の給与の額を超える収入を将来にわたって有すると認められる者以外の者等を遺族年金の受給権者としたこと、昭和60年改正では、各年金制度に共通の生計維持認定要件を設定することとし、具体的には厚生大臣の定める金額（600万円）以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外の者等を遺族年金の受給権者とした（平成6年改正では、厚生大臣の定める金額を850円以上に改定）ことが整理されている。

- (12) 第8回社会保障審議会年金部会（2019（平成31）年3月13日）では、「遺族年金制度について—諸外国の遺族年金制度とその改革動向—」とする資料をもとに、今後の遺族年金制度の基本的な考え方等の議論がなされた。詳細については、厚生労働省「第8回社会保障審議会年金部会議事録」https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000204770_00013.html（最終閲覧：2020（令和2）年5月17日）を参照。
- (13) 詳細については、丸谷浩介「遺族年金の性別条項と労働市場—イギリスの改正動向」（週刊社会保障 No.2929、2017（平成29）年）を参照。

西南学院大学人間科学部社会福祉学科